当座勘定規定(専用約束手形口用) 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行
第7条 (手形の支払)	第7条 (手形の支払)
(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払の	(1) (同左)
ため呈示された専用約束手形にかぎって支払い	
ます。その他の手形、小切手の支払はしませ	
ん。	
(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの	(新設)
事実の有無等を確認すること(その旨について	
書面の交付を求めることを含みます。) があり	
<u>st.</u>	
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定	(2) (同左)
の請求手続をしてください。	
第8条(手形用紙)	第8条(手形用紙)
(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出	(1) (同左)
す場合には、当組合が交付した用紙を使用して	
ください。	
(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のう	_(新設)_
ちに、本人が振出したものではない手形や改ざ	
んが疑われるものがあった場合には、直ちに当	
組合宛に連絡してください。	
(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認	(2)~(3) (同左)
められる枚数を交付します。	
(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小	
切手用紙は交付しません。	
(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用	_(新設)_
紙はその支払日から3か月を経過した場合は返	
却を求めることができないものとします。	
(6) 前項の期間を経過した場合において、本人	
から請求があったときは、当組合所定の手続き	
によって当該手形の写しを交付します。ただ	
し、当組合が定める写しの保管期限を経過した	
場合は、その限りではありません。	
第15条(印鑑照合等)	第15条(印鑑照合等)
(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された	(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された
印影または署名 (電磁的記録により当組合に画	印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)

改正後

像として送信されるものを含みます。) を届出の印鑑(または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) 手形として使用された用紙<u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に 違反したために生じた損害についても、第1項 と同様とします。

現 行

と相当の注意をもって照合し、相違ないものと 認めて取扱いましたうえは、その手形、請求 書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の 事故があっても、そのために生じた損害につい ては、当組合は責任を負いません。

- (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) (同左)

(削除)

第25条(個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由 が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会 の運営する個人信用情報センターに5年間(た だし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同セン ターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は 自己の取引上の判断のため利用できるものとし ます。

- 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第25条 (保険事故発生時における預金者からの 相殺) 第26条 (保険事故発生時における預金者からの 相殺)

(略)

第26条 (準拠法・合意管轄)

第27条 (準拠法・合意管轄)

(略)

(略)

(略)

第27条 (規定の適用)

<u>第28条</u> (規定の適用)

(略)

(略)

改 正 後	現 行
第28条 (規定の変更)	第29条 (規定の変更)
(昭)	(略)

以上